

「赤十字活動資金へのご協力をお願いします」

～災害からいのちを守る赤十字～



日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被害者に対する緊急救援活動などさまざまな人道的活動を行っています。

- 災害救護体制の充実強化
- 国際活動の充実
- 健康・安全のための知識と技術の普及
- 赤十字奉仕団の活動
- 青少年赤十字の活動
- 赤十字精神と社資の普及
- 義肢製作所の運営

問合せ先

日本赤十字社市原市地区
(市原市社会福祉協議会内)
TEL 24-0011

市原市地区

平成26年度 日赤社資報告

一般社資	16,503,272円
法人社資	513,000円
千葉県支部取扱い社資	475,000円
総額	17,491,272円

皆さまのご協力
ありがとうございました



社協だよりは、1月・5月発行(町会回覧)3月・9月発行(新聞折込)されます

いちばら



社協だより5/20、1/20発行号は、
町会長の皆様にご協力いただき
町会回覧にて世帯配付しています。

<http://www.ichihara-shakyo.or.jp>

E-mail info@ichihara-shakyo.or.jp

No.213

2015
5月号

社協だより

【発行】市原市社会福祉協議会 〒290-0075 市原市南国分寺台4-1-4 TEL.0436(24)0011 FAX.0436(22)3031

みなさまからの会費が 地域福祉活動を支えています。

～ふれ合いと支えあいのある心豊かなまちづくりをめざして～

会員募集中



一般会員

町会(自治会)を通じてみなさまにご協力を
いただいております。
(1世帯あたり200円)

賛助会員

特に社会福祉協議会に賛同いただける
法人・団体・個人のみなさまからご協力を
いただいております。(1口/1,000円)

特別会員

福祉施設や団体からご協力いただいで
います。(1口/1,000円)

平成26年度会費実績

会費総額 **17,694,050円**

一般会費	12,670,650円
賛助会費	4,951,400円
特別会費	72,000円

皆さまからご協力いただいた一般会費の
50%、賛助会費(各地区で協力いただい
た分)の40%は、市内11地区社協へ還
元し、住民参加による福祉活動を進める
ための大切な財源となっています。



地域住民の日常生活を支えるための「支え合い・助け合い」活動の
取り組みのために、社協では「会員制度」を設けて皆さんの福祉活動
の参加をお願いしています。

ボランティア

ボランティア活動に関する相談・情報
提供や養成講座等を開催しています。

権利擁護事業

高齢や障がいによって、主に金銭管理に不
安のある方に対して地域の生活支援員が
お手伝いします。

相談・困り事

生活上の相談に対し、より身近な範囲で気軽
に相談できる場や機会を提供し、適切サービ
スに結び付け、問題解決をする「総合相談・
生活支援事業」や緊急に生活費や医療費を
貸付する「貸付事業」等に充てています。

市域事業

事業運営費

保険料や燃料費、通信費
などに使われています。

広報

福祉に関する情報の提供や活動の
周知等を目的に「いちばら社協だより」
を年4回発行しています。

見守り

地域での見守り体制を支援
します。安心生活見守り事業

地区社協事業



歳末たすけあい 運動協力事業

小域福祉ネットワーク

サロン事業

敬老会

広報



平成27年度千葉県介護支援専門員 実務研修受講試験の実施について

- 【内 容】①試験日時 平成27年
10月11日(日) 10時～12時
- ②受験資格 医療・保健・福祉分野の有資格者などで一定期間
以上の実務経験のある方
- ③申込書配布期間 平成27年6月1日(月)～7月8日(水)
- ④申込書配布場所 各市町村介護保険担当課
各市町村社会福祉協議会
各県健康福祉センター

【問い合わせ先】千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3
☎043-204-1610 FAX 043-241-5121

ホームページ <http://www.chibakenshakyo.com/>

民生委員・児童委員の日 5・12

民生委員・児童委員は地域における 相談・支援のボランティアです。

全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委
員の日」、5月12日～18日までの1週間を「活動強化週間」としています。
現在、市原市には388名の民生委員・児童委員がおり日々
活動しておりますので、お困りごと等ございましたら、お住まい
の地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談下さい。

【問い合わせ先】市原市社会福祉協議会 ☎24-0011

「調停相談」 開催のお知らせ



千葉民事調停協会と千葉家事調
停協会は、土地建物、お金の貸し借
り等の民事紛争や夫婦親子関係相
続等の家事紛争全般について「調
停相談会」を行います。

【日 時】平成27年
6月13日(土)
10時～15時30分

【場 所】サンプラザ市原9階
(JR五井駅西口徒歩1分)

【相談担当者】
調停委員及び弁護士が無料で相談に応じます。

【問い合わせ先】
千葉地方裁判所又は千葉家庭裁判所
☎043-222-0165 総務課庶務係

ありがとう 寄附
(2月～3月) 敬称略

- 匿名 光風台在住 40,000円
- 匿名 若宮在住 6,000円
- 村上早苗 5,000円



市原市南部保健福祉センター (なのはな館)が開館しました。



南部保健福祉センター(なのはな館)が4月1日(水)にオープンしました。市内保健福祉センター初の**中高年健康増進施設(歩行用プール・健康増進施設)**が設置されており、初日から沢山の方々がご来館されました。

当センターの指定管理者として管理運営を行う本会としては、この施設の目的のとおり、中高年の方の元気をパワーに、皆さんが利用しやすい施設運営に努めていきたいと思ひます。みなさまのご利用をお持ちしています。**(施設の利用は無料です。)**



中高年健康増進施設(歩行用プール・健康増進室)の利用について

中高年健康増進施設の利用者は、本市に住所を有する60歳以上の方及び生活習慣病の予防等のため施設を利用する必要がある40歳以上の方です。歩行用プールについては、水泳帽、水着の着用、健康増進室については室内用運動靴が必要となります。施設利用に際しては、登録申請と安全講習会の受講が必要となり、講習会は予約制となります。(予約は来館時にのみ可能)

皆さんに快く安全に利用いただけるよう、スタッフ一同笑顔で対応してまいります!



施設の利用について

開館時間

午前9時から午後9時まで

※歩行用プールについては、午前10時から午後8時30分まで
※健康増進室については、午前9時から午後8時30分まで
※児童館については、午前9時から午後5時まで

休館日

祝祭日・年末年始
(12月29日～翌1月3日)
※児童館は月曜日も休館

施設予約について

南部保健福祉センターは、各種会議やサークル活動の場としてご利用いただけます。施設の予約は、利用者登録の上、市原市ホームページ公共予約システムによる予約、または施設窓口、電話、ファックスで出来ます。施設の利用は無料です。

児童館の利用について

児童館の利用者は、本市に住所を有する18歳未満の児童とその保護者の方です。

遊戯室の床はソフト素材で安全面に配慮され、また遊戯室内に授乳室を2室完備していますので、赤ちゃん連れのお母さんも安心して過ごしていただけます。また図書室は市内の児童館では一番広く、今後は、絵本から小説まで児童の幅広い年齢層に合わせた図書を設置していく予定です。



問合せ先等 **南部保健福祉センター(なのはな館)**
【住所】市原市牛久377-1 【電話】92-1481 【FAX】92-1482